

総務政策常任委員会会議録

平成21年7月22日

場 所 第2委員会室

平成21年7月22日（水曜日）

情報政策課長 金丸裕一
中山間・地域対策室長 山内武則

午前10時4分開会

会議に付託された議案等

○県民政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・「中山間盛り上げ隊」短期支援活動の開始について
- ・地上デジタル放送の動きについて
- ・大規模SC等における期日前投票所の設置の動きについて

出席委員（9人）

委員 長	高橋 透
副委員 長	河野 安幸
委員	福田 作弥
委員	井本 英雄
委員	萩原 耕三
委員	押川 修一郎
委員	武井 俊輔
委員	権藤 梅義
委員	前屋敷 恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

県民政策部長	高山 幹男
県民政策部次長 （政策担当）	日高 勝弘
県民政策部次長 （県民生活担当）	高島 俊一
総合政策課長	永山 英也
文化文教・国際課長	福村 英明

選挙管理委員会

書記 長	田原 新一
書記 長 補	佐渡 邊浩司
主 幹	岩村 治

事務局職員出席者

総務課 主幹	黒田 渉
議事課 主幹	壺岐 哲也

○高橋委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、8月26日からの県外調査につきまして、予定どおり実施するか、あるいは11月10日から12日の3日間に延期するか、あるいは中止するかということでございますが、11月10日から12日の3日間に延期することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議ございませんので、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時6分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○高山県民政策部長 それでは、お手元の総務政策常任委員会資料に基づきまして、御説明させていただきます。

資料の1ページをお開きいただきたいと思えます。目次がございますけれども、本日は、報告事項2件でございます。

まず、1つ目、中山間盛り上げ隊短期支援活動の開始についてであります。これは、中山間盛り上げ隊派遣事業が、今年度からの新規事業でありますけれども、8月1日から短期支援活動を開始することになりましたこと御報告するものでございます。

次に、2の地上デジタル放送の動きについてであります。地上デジタル放送につきましては、7月24日で完全移行まで残り2年となりますので、現在の状況等について御報告申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

最後に、1点、資料はつけておりませんが、御報告させていただきます。実は、夏休み期間中に実施を予定しておりました「アンニョンハセヨ！ 少年少女国際交流事業」、これは本県と韓国の小中学生が相互交流をするものでありますが、今年度はこれを中止することとしたいというふうに考えております。その理由でありますけれども、新型インフルエンザが世界的な広がりを見せている中で、韓国におきましては、ソウルの教育長からソウル市内の各小中学校あてに、海外旅行はできるだけ中止するよう通知があったということなどもありまして、参加者のキャンセルが相次ぎ、今年度は中止したいと韓国側から申し入れがあったところであります。

これを受けまして、県といたしましても、事業の中止を判断したところでありますが、ただ、これは今年度に限ったということでもありますので、条件が整えば来年度は実施したいと考えております。

私からは以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○山内中山間・地域対策室長 中山間盛り上げ隊短期支援活動の開始について御報告いたします。

資料の1ページをごらんいただきたいと思えます。まず、中山間盛り上げ隊派遣事業の概要でございますけれども、この事業は、中山間地域におきましては、過疎化、高齢化等の進展により共同で行う各種活動の維持が困難になりつつある集落等もあることから、ボランティア活動を行う人材をあらかじめ隊員として登録し、集落等からの依頼に応じて隊員を派遣することにより各種活動を支援するとともに、都市と中山間地域との人的交流を促進するものであります。

派遣の形態としましては、①の短期派遣——隊員が日帰りで草刈り等の活動を行うもの、②の中長期派遣——隊員が中山間地域に数カ月在住し、集落の支援活動を行うもの、③の県職員派遣——職員が中山間地域の町村役場に駐在して地域活性化に取り組むの3つがございます。

このうち今回活動を開始しますのは、2に記載のとおり、日帰りの短期支援活動であります。第1回の支援活動は、ことし8月1日午後3時から午後10時ぐらいまでを予定しております。場所は西米良村村所、派遣人員は10名、花火大会の運営スタッフとして活動することとなっております。短期支援隊員には、7月13日現在ですけれども、119名の方に登録をいただいている

ところであります。また、市町村等からの派遣依頼とか隊員との連絡調整を行う運営団体としまして、(3)に記載しておりますとおり、特定非営利活動法人「みんなのくらしターミナル」に運営を委託することとしたところであります。

なお、資料には記載しておりませんが、今後は、この第1回の西米良村に引き続きまして、諸塚村や都城市高崎町で草刈り等の支援作業を順次実施することとしております。

最後に、3の中長期派遣等の取り組み状況でございますけれども、中長期派遣につきましては、8月末をめどに隊員の募集を開始する予定であります。また、県職員派遣につきましては、西米良村、諸塚村、日之影町に各1名派遣を行っているところでございます。

説明は以上であります。

○金丸情報政策課長 続きまして、地上デジタル放送の動きについて御説明いたします。

資料の2ページをお開きください。まず、1の概要であります。先ほど部長からも説明がありましたとおり、完全移行の時期は平成23年7月24日で、あと2年となってまいりました。また、(2)の地上デジタル放送の視聴方法でございますが、アナログテレビをデジタルテレビにかえるか、またはデジタルチューナーをつけるという方法、ケーブルテレビに加入して見るという方法もございます。中山間等の電波の弱いところでは共聴施設による視聴という3つの方法がございます。

2の現状と課題でございますが、まず県内の現在の世帯カバー率は93.8%でございます。NHK、MRT、UMKが県内に中継局を建設中でございます。全部で22年12月までに39局の中継局を立てる予定としておりますが、ことし3月までに19局が開局済みで、93.8%をカバー

しているという状況でございます。

(2)の県内の難視予測世帯でございますが、これは昨年6月に総務省が公表した資料でございます。①は、現在、家庭のアンテナで受信しているけれども、地デジ放送が始まると見られなくなる、これを新たな難視世帯と言っておりますけれども、これが1,710世帯と見込まれております。②は、現在、辺地共聴施設で受信しているけれども、辺地共聴施設のアンテナの位置を変えるとかいうことをしないと見ることができないと予測されている世帯、これをデジタル化困難共聴世帯と言っておりますが、これが2,150世帯、③は、現在アナログテレビも見られないという世帯が1,740世帯でございます。合計で約5,600世帯が見られなくなるのではないかと推定でございます。ただ、このうち、米印でございますが、①の新たな難視世帯につきましては、デジタル放送が開始された地点におきまして、実際に受信機を持って行って電波が届くかどうかということの調査を行っているところでございまして、8月にその結果及び対策が公表される予定でございます。

次に、(3)県内の共聴施設の状況でございますが、まず①の自主共聴施設の状況についてでございます。共聴施設はNHK共聴施設と自主共聴施設の2種類がございます。NHK共聴施設につきましては、米印にありますとおり、169施設ありますけれども、NHKの責任において対応いたしますということになっております。問題は自主共聴施設でございますが、県内に325施設がございます。既にデジタル化に対応しているのが26施設、残りが299でございます。今後の計画としましては、21年度中に136カ所、22年度中に156カ所が改修もしくはケーブルテレビ網に加入ということで地デジ対策をとりたいと

ということとしております。なお、検討中の5施設につきましては、工法等について検討を行っているということ、その他の2施設につきましては、現在、共聴施設で受信しているんですが、直接受信できるようになるというようなところでございます。

②が受信障害対策共聴施設の状況でございますが、これは中高層の建物のことでありまして、その建物があることによって周辺の建物に受信障害を与えているという建物でございまして、現在88が確認されておりました、そのうち24の建物は対応済み、計画ありが37、計画なしが27ということで、この辺の対応をきっちりしていくことが必要じゃないかということでございます。

3ページをごらんください。(4) 県有施設のデジタル化の状況でございますが、県が所有する施設が698ございます。これは県庁舎あるいは県立学校、警察の交番等すべてを含んでおりますが、このうち276の施設は既に対応済みでございまして、残りの施設422を今年度と来年度で対応することとしております。また、受信障害対応計画の欄の受信障害施設といいますのは、例えば県庁8号館——みやざき物産館が入っている建物でございますが、あるいは企業局庁舎、これによって周辺の民家が電波障害を受けているという施設でございまして、これにつきましても、21、22年度で対応していきたいというふうに考えております。

(5) の周知広報の状況でございますが、総務省が47都道府県にテレビ受信者支援センター——通称デジサポと言っておりますが——を設置しております、宮崎県におきましても、ことし2月2日に宮崎県テレビ受信者支援センター（デジサポ宮崎）が開設されまして、イに

ありますように、地上デジタル放送の周知広報や共聴施設のデジタル化の推進の支援を行っているところでございます。なお、6月から全市町村を対象にした説明会を来年3月までやることとしておきまして、6月は宮崎市全域で実施したところでございます。②でございますが、関係機関が連携した周知広報ということで、デジサポ宮崎、NHK、MRT、UMK、県の共催によりまして、現在、県庁本館1階ロビーにおきまして、移行2年前のPR展示を行っております。また、NHK、MRT、UMK合同の周知CMが既に放送されているところでございます。

続きまして、3の今後の取り組みでございますが、(1) 国の基本方針でございますが、これは、各県ごとにデジタル放送推進のための行動計画、宮崎県においてもことし3月に策定されておるわけですが、その考え方でございますが、辺地共聴施設につきましては、23年3月までにほぼ全施設の対応を完了する。県や市町村等の公共施設につきましては、22年12月までに対応を完了するということが基本方針となっております。

これを受けまして、(2) の県といたしましては、まず①でございますが、本年4月から国や放送事業者、デジサポ宮崎等との定期的な協議を行っているところでございます。また、市町村への情報提供や技術的な面を含めた助言等も進めているところであります。さらに、既に今週から県のホームページに地デジに関する情報提供サイトを開設したところでございます。

次に、(3) の市町村の取り組みでございますが、まずケーブルテレビ網の整備でございます。辺地共聴施設を改修するか、ケーブルテレビ網を張るかというのが一番わかりやすい対策です

けれども、椎葉村が総務省の事業、美郷町が農林水産省の事業を活用いたしまして、ケーブルテレビ施設整備事業を実施しているところでございます。また、イでありますけれども、今回の経済危機対策を活用いたしまして、ほかにも数市町村がケーブルテレビ網の整備について国へ事業実施を要望中でございまして、近く内示があるのではないかと考えております。自主共聴施設につきましては、先ほど御説明しましたとおり、22年度までに改修等を完了する予定ということで取り組んでいるところでございます。

最後に、(4) その他でございますが、まず①の経済的に困窮している方への支援につきましては、今年度から23年度にかけまして、NHK受信料全額免除世帯に対して受信機器購入等に係る支援を実施することとしておりまして、具体的には、デジタルチューナーを無償で配付するというようにしております。また、アナログ放送終了リハーサルの実施ということで、石川県珠洲市におきまして、7月24日の午前10時からアナログ電波を1時間停止いたしまして、アナログではテレビが見られない状態を1時間あえて作りまして、それによる生活への影響ということを調査するというようにしております。あと2年となってまいりましたので、今後とも、市町村あるいはデジサポ宮崎、放送事業者と連携しながら、地上デジタル放送への円滑な移行に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○高橋委員長 執行部の説明が終わりました。委員の皆様、質疑はありますか。

○萩原委員 今、宮崎県下でケーブルテレビが配信されていない地域というのはどのぐらいですか。

○金丸情報政策課長 ケーブルテレビ網が敷設

されている地域は全体の69.7%になっております。残り3割がカバーされていないということでございます。

○萩原委員 ケーブルテレビといったら、延岡、宮崎、都城ですね。3社ありますね。各市町村に配信しようと思ったら、大変な事業費がかかりますね。それに対する、このデジタル化にあわせて国及び県の補助体制というか、応援体制はどんなふうですか。

○金丸情報政策課長 先ほど説明いたしましたのが、今回、経済危機対策で、もとからの略称ICT交付金という補助制度があるんですけれども、それが3分の1の補助でございます。県は、新たに市町村がケーブルテレビ網のエリア拡大をやる場合には、事業主体によりまして、6分の1あるいは8分の1、最大で2,500万円の支援をしているところでございます。例えば、去年、国富町がエリア拡大しましたけれども、国富町の最初のエリア拡大には支援したんですが、その次の中で再度拡大しましたけれども、そっちは支援をしない、そういう制度になっております。今回、経済危機対策で臨時交付金、公共投資交付金というのができまして、裏負担分につきましては、単独費じゃなくて交付金を使えるということになりましたので、先ほども御説明いたしましたけれども、どこということはまだ内示がありませんので、申し上げられませんが、椎葉村のように、光ファイバーのネットワークを張りまして、それで全戸で見られるようにするというところを検討しているところが数カ所ございます。

○権藤委員 中山間盛り上げ隊の派遣でありますけれども、8月1日の花火大会に派遣することなんですか、これは県とのかかわりはどんなふうになるんですか。

○山内中山間・地域対策室長 県とのかかわりということでございますけれども、募集は、当初、県のほうで直接行いまして、例えばけがに対する対応ですとか、そういうのはボランティア保険ということで、別途ここに記載してあります2の(3)の運営団体、NPO法人「みんなのくらしターミナル」のほうで運営していただく。その登録については、運営団体でやりますということで事前に応募要領の中に断ってございますので、そういう形で直接は運営団体のほうから、例えば今度行っていただけますかというような連絡をしていただいて、行けますよという人たちを対象に進めていくというような形でございます。

○榎藤委員 一部ありましたが、保険の問題とかがありますが、これは3時から10時ごろということですが、向こうで稼働するのがですか、宮崎をたつのが……。

○山内中山間・地域対策室長 具体的には、村所小学校に2時50分に集合していただく。現地集合現地解散が原則であります。当然、休憩と夕食の時間というのは別途設けてありますけれども、拘束時間というふうに見ていただければいいと思いますけれども、現地での拘束時間が午後3時から午後10時ぐらいまで、後ろのほうは流れもございますので、確定はしておりません。

○榎藤委員 そうしますと、事故その他の責任——「みんなのくらしターミナル」が主体となつてするにしても、翌日の仕事を含めて、本人がいいと言ったからいいという話もありますが、県の事業というか、県がやっているから参加しようというような、登録はそこがするにしても、いいことはいいんだけど、今、結構、交通事故が、バスが丸ごととか、そういうのもある

ので、現地集合になったときには、危険負担は、現地までの集合する分とか帰ってくる分というのはどういうふうにか考えたらいいか。

○山内中山間・地域対策室長 具体的には、ボランティア保険というのは、社会福祉協議会ボランティアセンター等が実施する場合の保険を今のところ考えておりまして、詳細につきましては、自宅を出るときから保障されますかとか、現地でどれぐらいのけがをしたら入院日額幾らですかとかいうところは、プランがいろいろございまして、そこをまた運営団体も含めて協議をしているところです。もちろん8月1日までは事前に参加いたしまして、それを行っていただく方にも周知していきたいというふう今のところ考えております。

○榎藤委員 同じNPO法人でも、実費は見てあげますよという法人もあると思うんです。これは、120名の中から都合のつく人だけが行って、駐車場の整理とかそういうことをしてくださいということなんだろうが、例えば新聞とかに載れば今度うちも来てくれとか、そういうことを含めて、県が関与するわけですから、県が直接その費用を、例えばガソリン代を出したりとか、そういうことはしないにしても、そういうことに関しては、県が音頭をとったからおれは行ったんだと、そういう人が出てくる可能性もありますので、かなり全体的な枠組みを県のほうでもしておいていただきたいと思うし、最悪の事態が発生しないにしても、県の事業だからという、そういうことになってくると思うので、かといって、それが消極的になっても、せっかくやろうとしていることだからと思うんですが、そういう全体掌握はやっぱりしておいてほしいと思います。

○山内中山間・地域対策室長 委員おっしゃる

とおりに、まさしくそういうところは心配なところでございますので、最初ということでもありますけれども、私たち職員、それから運営団体も含めまして、現地に赴く予定にしております。いろいろ経験を積み重ねながら、万全の態勢をしいていきたいというふうに考えております。

○武井委員 中山間盛り上げ隊の件、御質問したいと思いますのですが、先ほど権藤委員からもいろいろ懸念の点がありましたけれども、見まして、趣旨としては、中山間地にさまざまな地域課題があるので、それに対して派遣していくということであったんですが、平たく言いますと、イベントのスタッフみたいなものがこういったものの趣旨としてそもそも適切なのかどうかというのはいかがでしょうか。

○山内中山間・地域対策室長 おっしゃるとおり、警備員を雇えばいいじゃないかというような話もあるかもしれませんが、最初に資料のほうにも記載してございますけれども、支援するというのももちろんあるんですけども、都市と中山間地域との人的交流を促進するというねらいもございまして、こういう具体的な話をすると恐縮なんですけれども、西米良村役場の職員の方は、イベントがずっとあってなかなか休みもとれない、村長さんに怒られるかもしれませんが、そういうことで、交流を図ることによって彼らにも休みができることになるでしょうし、こちらとしても、交流を図って、また地域の活性化に資していきたいと。費用的な面ももちろん軽減はされるわけですが、趣旨としましては、人的交流の促進をある程度ねらっている事業だというふうに理解していただきたいと思います。

○武井委員 趣旨はわかるんですが、こういう形で西米良村では花火大会の運営スタッフとし

て募集したということになると、もちろん中山間地、いろんところでいろんな祭りとかイベントがあるわけですから、どこもかしこもこういうことを申し込んでくると、中山間地の課題とかというより、実質的にはイベントボランティアスタッフの登録になってしまわないかという懸念があるんですが、また例えばこういうところも広告代理店なんかが入っていたりもしますと、本来ならば、そういったところというのは広告代理店なりがそれなりに責任を持ってやらなければいけないんですけども、先ほどまさにありましたけれども、ていのいい経費削減みたいなものの一環として使われてしまう、そういった懸念もあるんですけども、そのあたりの懸念がないのか。本来の趣旨からいったときに、こういうイベントのスタッフというものが望ましいものかどうかということについては、一定の見解をしっかりと持っておく必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○山内中山間・地域対策室長 イベントにつきましては、今のところとしましては、しょっぱな来たわけですけども、2回目、3回目は、先ほど、資料には記載しておりませんでしたけれども、御説明しましたとおり、諸塚村内が次は8月2日に予定されておまして、これは、集落道の草刈りをした後の刈られた草の集積作業を手伝っていただきたいということで、5名ほど派遣依頼が来ております。その後は都城市の高崎町、一部過疎地域でございますけれども、そちらにおいてやはり公園の草刈り、もちろんイベントもまじっているわけですけども、今のところは、市町村を通じて集落等もしくは地域の活性化、都市との交流というような面で派遣していきたいと。おっしゃるような懸念もあると思うんですが、整理をしていく必要が順次

あるかと思っておりますけれども、現時点ではこれでやっていきたいと考えております。

○武井委員 ちょっとわからないのは、都市との交流、人的交流の促進ということで、西米良の方が休めるとかいうのはわからんではないんですが、実際的には、今までは例えばバイトを広告代理店がイベントで雇っていたようなところをこういう形でボランティアの人が来てやるというようなことで、結局、その日に来て、その日、駐車場整理なり手伝って帰るというようなことが本当に人的交流と言えるのか、それにつながるのかというのはいかがですか。私は疑問があります。

○山内中山間・地域対策室長 そこは市町村を経由して募集——こういう活動の依頼、市町村経由で集落等からの依頼もしくは市町村の要望に従って決めてきているわけですが、交流のための例えば仕組みといたしまししょうか、夜の食事会ですとか、終わった後の懇談会とまで申し上げますけれども、そういう仕組みについては市町村のほうにも考えていただきたいと。ただ、これを強制するとなかなか難しいので、今のところは、そういう機会を設けていただけないでしょうかというお願いはしているところです。

○武井委員 例えば、西米良のやまびこ花火大会のスタッフになるということで、来て手伝って駐車場整理して帰りますというんだったら、ほとんど意味がないと思うんです。これによって、これは絶対、西米良村側にも考えていただかなければいけないことなんでしょうけれども、来た人とどういった人的交流が図られて、それが今後につながるのかというのは、これがなければ単なるイベントの手伝いになると思うんですが、そのあたりというのはどうい

ものが今のところ考えられているものがあるんですか。

○山内中山間・地域対策室長 派遣される方々のお名前、住所、そういうのは共有するわけでございますので、まだ具体的に西米良村のほうとお話し合いをしているわけではございませんけれども、例えばふるさと村民制度というような形を通じて、協力していただいた方に御案内を差し上げるとか、ほかの事業においてはそういう形で、そのときだけに終わることなく交流事業を続けていこうという仕組みをほかの場面ではとられておりますので、このあたりについてどういうふうな対応になるかわかりませんが、そういう交流を今後図っていただけるようなことでお願いしていきたいというふうに思っております。

○武井委員 そのあたりがあって初めて実際に意味をなしていくと思っておりますので、受ける側にも必ずその辺をしっかりと考えていただくということをお願いしたいと思います。

引き続き、隊員の登録状況、119名ということなんですが、年齢、性別、世代的なもの、居住地とか、そのあたりがどのようになっているか、お聞かせください。

○山内中山間・地域対策室長 登録は119名で、最高年齢は77歳、最年少18歳で、平均年齢41.9歳です。男性、女性の比率は、男性が7割、女性3割となっております。

○武井委員 男性のほうが多いということで、平均40何歳、おおむねバランスがとれているんだろうと思うんですが、公募は継続してされているんでしょうけれども、どういった媒体で公募しているのか。私は、今のところまだこれを公募しているというのを知りませんでしたけれども、そういった広報の方法について伺います。

○山内中山間・地域対策室長 当初は、新聞広告をまず出していただきました。現在は、県庁のホームページ、この運営団体のホームページ、市町村、大学等にもチラシ等の配布をお願いして、置いていただいております。

○武井委員 運営団体ですが、清武町のNPO法人だと思うんですけども、ここをどういう形で選定し、また委託の期限、委託費は幾らなのか、伺います。

○山内中山間・地域対策室長 まず、公募いたしましたして、最終的に応募団体は4団体ございました。公募の条件としましては、営利、非営利を問わず募集したところでありまして、営利法人が2者、NPO法人が2者、企画提案なので、企画提案型の公募といたしました。ヒアリング等を通して最終的に、記載してある「みんなのくらしターミナル」のほうに委託したところがあります。委託金額は265万です。これは短期の部分だけで、中長期につきましては、受け入れ市町村、募集の方法、いろいろ協議してから決めたいというふうに思っておりますので、それを除いて、いわゆる短期派遣にかかわる運営費用、ボランティアの保険代込みで265万です。

○武井委員 短期が265万で中長期は決まっていないということなんですけど、議会ですから、いろいろと予算審議なんかもしていくわけなんですけれども、そういったものはいつ決まって、例えば委員会とかにこういう形で幾らになりましたとかというのは上がってこないものなんですか。

○山内中山間・地域対策室長 当初予算、当然、審議をいただいております、説明が不足いたしましたけれども、その予算の範囲内で、市町村のほうから、例えば何人、何カ月というふうにおっしゃられても、そこは選別した上で予算

の範囲内で決定していくというふうに考えております。ただ、現在、総額、例えば500万あったうちの中の一部契約をしたところで、増額変更になるかなというふうには考えております。

○武井委員 そのあたり、そういうのが決まり次第またわかるようにしていただきたいと思いますが、この委託費の中に含まれるものというのは、交通費も自費である、基本的に花火大会とか現地でかかるものは西米良村が当然負担していくんだと思うんですが、いわゆる連絡調整的なものを委託しているという、その委託費だということであるわけですか。

○山内中山間・地域対策室長 まず、先ほど申し上げましたボランティア保険料が入っています。ただ、想定の数です。それから、今おっしゃった連絡調整費、通信費というような、基本的にはメール等でのやりとりということになります。それから、現地に行って町村役場と打ち合わせをする、だれが責任者ですかとか、どこに集まればいいですかとか、そういうようなものですね。それから、運営する側の人件費、そして隊員証を作成していただくことにしておりますので、隊員証作成、隊員の帽子、そういう費用。中長期派遣につきましては、一応、除外というふうに申し上げたところですけども、中長期派遣につきましては、派遣業法との関係があるものですから、ボランティアで活動していただくので、その生活費については算定しているところです。ただ、先ほど申し上げた、ちょっと説明が不足で申しわけなかったんですけども、中長期派遣の具体的な募集方法、ここについては、どこで募集するとか、セミナーを開くとか、いろいろ形はあるかと思っておりますけれども、そういうところがまだ未確定なもので、経費としては入っておりません。大まかですけど……。

○武井委員 わかりました。いずれにしる、初めてのことでありますから、手探りな部分はあると思うんですが、最後にお伺いしますが、中長期派遣がまだ決まっていないということであるわけですが、もう8月というところなんですけれども、いつごろまでに決まって、いつごろからどう動かそうとしているのか、また需要はあるのか、ある見込みがあるのか、その辺をお聞かせください。

○山内中山間・地域対策室長 資料に記載しておりますとおり、年度当初、順次、短期からまず始めて、中長期については市町村とも協議をしながらということ考えていたものですから、8月末をめどに募集を開始していきたいと。要望としてはあるというふうに考えております。ただ、事業としては実際は10月ぐらい、派遣できたらというふうに考えております。

○武井委員 わかりました。以上です。

○権藤委員 この短期派遣は県がお金を出しているわけですか。265万云々という話だけど、そうであれば、指定管理者でやるんなら、やった経緯とか金額とか、そういうのを報告せんとおかしいんじゃないか。私は、名前だけ県がよいしょして、やるのはこのNPO法人がやるという、そういう理解していたから、全部の報告をせんかったらおかしい。4者の中で2者、何とかかんとか、NPOが2者でどうだというけど、265万はここでどんなふうに使われているわけですか。まだ保険もどこから掛けるかわからんとか、そういうことでは、丸投げだ。そして、することは花火大会に行って、駐車場の整理だけ。もっと花火大会に行きましょうというような、大型バスで行くとか、そういう趣旨で、後また懇談会があって、そこで車座になって焼酎飲んだり、そういう話をしたりするとか、そう

いうことなら趣旨がわかるけど、ちょっとNPOと癒着しているんじゃないの。建前上は西米良村から言ってきたという、役場から言ってきたということかもしれないけども、本当に大学生がこれだけ必要であれば、西米良の役場としてそれだけの大学生を雇って、アルバイトを連れていくとか、そういうことじゃないかなという気がする。それと、今の説明は不十分じゃないですか。私は、この主体性はNPO法人が最初から最後までやっている、こういう事業の実績がないからそれに県が逆に乗ったような感じかなと思っていたんですけど、県で指定管理者を選択したりいろいろしたのだったら、ここで報告せんとだめじゃ。議員をなめちよらせんか。知事がああいうことだからって、我々は許さんよ、そんなやり方は。経過を最初から説明なさいよ。我々委員会がいいですよと言ったら、幾ら出した、どういう契約した、何もわからん。それだけ我々の責任があるんだから。

○高山県民政策部長 説明がうまくいかなかったかと思えますけれども、基本的には、中山間地域において、ベースは、草刈り等から作物の収穫とか非常に労力が足りない、そういうことでボランティア等で手伝ってもらうことはできんのだろうか、そういった中山間を支援したいという趣旨で、県のほうで主体となって企画した事業であります。そういったもので短期もありますし、中長期もありまして、県職員派遣もある、そういうことでございます。短期派遣ということにつきましては、事業を設定する段階におきまして、市町村のほうはボランティアを必要とする可能性があるかどうか、その辺を聞きまして、かなりの需要があるということを考えて事業化したものでございます。あくまでも短期につきましては、個人のボランティアが基本

であると。しかし、個人ボランティアといいますが、交通費もすべて本人負担であります。ただし、公的をお願いする以上につきましては、保険は掛けないと事故等の対応はしていかなければならないということで、保険につきましては、県のほうで予算をして、その事業を実施する方法について掛けていくということでございます。ただ、実際の具体的な、どこに運営をやっていたかということにつきましては、最初説明申し上げましたとおり、NPO法人、民間、法人問わず募集いたしまして、その中から、市町村との設定とかやっていただける、そういった計画がしっかりしたところをやったものでございます。そういったものでやってございますので、実際、事業につきましては、運営団体に対してのかなりの部分は、保険にかかってくる部分が多いと思っておりますので、その辺は……。

○権藤委員 私が聞いているのは、265万のうちの駐車場の10名に、NPO法人には幾ら払うんですかと。本来からいけば、宮崎から貸切バスか何かで10人乗せて保険も掛けて行くのが、交通事故とかそういうのを——それが県がかんでおって、現地集合で、行きと帰りに、あそこは危ないですよ。そういうことを含めて、そうであれば、指定管理者の選定をどういうふうにしましたとか……。

○高山県民政策部長 ちょっと誤解があります。指定管理者ではございませんで、こういった事業の運営をやってくれるところ、そのコーディネートをやってくれる……。

○権藤委員 それはいいから、幾ら払うんですかと。保険もどこから掛けるかわからんみたいなことでいいんですかと。

○山内中山間・地域対策室長 説明が不十分で申しわけありません。事業を委託しているとい

うことであります。保険につきましては、その委託料の中に入っておりますので、具体的には、県のほうで積算しておりますので、その範囲内で運営団体……。

○権藤委員 それじゃだめ。この事業を今、我々に報告するわけだから、この委託料は50万ですと、労務費があるかどうか知りませんが、そういう経費はこうなっていますということで契約しているんでしょうと聞いているわけです。それがあんなら、ここで報告すべきだと。保険料はそんなかからんはずでしょう。

○高橋委員長 執行部はもうちょっと整理して答弁していただかないと……。

暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

○山内中山間・地域対策室長 説明が非常に不十分で申しわけありません。まず、全体ですけれども、西米良村を含みまして、想定としましては、支援要望回数を30回ほど見ております。まず登録隊員が150名、今、119名と申しあげましたけれども、150名の方で積算上は支援要望回数を約30回、支援参加隊員数、延べ約300人、全員が必ず行けるとは限りませんので、可能性としては30回ほど市町村、集落等に派遣しまして、それに参加する人員は約300名、それから野放しというわけにはいきませんので、現地指導等に行く費用というのも見えております。

具体的な、積算の265万の内訳でございますけれども、そういうものを含めまして、保険料は、総額でボランティア保険等で15万、見ております。中長期派遣の生活費を150万、帽子と隊員証作成費で19万5,000円ほど見ております。150個

分です。事務局の人件費、運営団体の人件費50万、現地指導に行く旅費等で5万、紙代等の消耗品費で5万です。一般管理費で5万ほど見ておまして、総計で265万です。私のほうの説明が不十分だったと思うんですけども、短期派遣に係るものを中心だというふうに申し上げたのですが、中長期派遣につきましては、運営費用ではございませんので、派遣する人件費として現在のところ150万を見ております。総額で265万です。中長期派遣の募集のやり方、市町村との協議回数、そのあたりがまだ具体的に決まっていないうこととでございます。説明が中途半端で申しわけありませんでした。

○井本委員 この支援活動をNPO法人「みんなのくらしターミナル」に100%任せているわけですか。今回だけなんですか。

○山内中山間・地域対策室長 委託期間は3月31日までと考えています。

○井本委員 西米良や、全部入っていますけれども、そこに行かせるものを委託というか、「みんなのくらしターミナル」のほうに全部任せているという考えでいいんですね。

○山内中山間・地域対策室長 いわゆる運営、例えば私どものほうで受けたり、具体的には現地に何時に行ったらいいですかとか……。

○井本委員 任せているかどうか。

○山内中山間・地域対策室長 任せております。

○井本委員 募集なんかもそこがやるわけなんでしょう。

○山内中山間・地域対策室長 募集も運営団体でやるというふうに考えております。

○井本委員 こういう書き方がまずいと思うんです。運営団体が一番上に来て、運営団体がこういうふうに行っていくんだと。中長期もこの運営団体が全部していくという形なんでしょう。

○永山総合政策課長 正確に申し上げますと、この事業は最初の立ち上げでございましたので、どのような市町村のニーズがあるかという調査とか、最初の募集は県で行いました。一定程度集まったところで運営団体を決めて、ここから先については、追加の募集も含めて、あるいはそれ以外の市町村のニーズの調査も含めて、今後は運営団体にしっかりやってもらうということになるというふうに思っています。

○榎藤委員 この委員のほとんどは、3月の予算議会以前の常任委員会では違っていたわけですね。だから、今、話を聞くと、初めてのことばかりを理解せないかんわけよ。それでは我々委員としても不行き届きではあるんだけど、もう一回時間をとって、この契約の中身を説明してもらわんとわからん。

私が1つ疑問点があるのは、10人とか5人とかというのを一括で契約するという、それは問題ないの。10人が9人になったりしたときはどうなるの。そういうこと等を含めて、外部委託とはいいながら、契約の仕方は、金額は問題ないわけですか。それであれば、例えば実績を見ながら精査していく契約内容とか、そういう契約を含めて、この265万というのはどうなっているのか。最初の説明では、中長期は入っていないとか、生活費がどうだと、そういうのは最初に説明してもらわんと、駐車場の分が何ぼかというのはわけがわからん。予算段階では考え方があったはずだから、予算の審議資料をもつてもう一回休憩して説明してください。そうじゃないと、のみ込めん。

○井本委員 派遣人数10人というのをこの運営団体が派遣するということですね。一番先にこれを書くから、第1回支援活動についてずっと書いてあると思うじゃないですか。運営団体が30

回も40回も今後やるというわけでしょう。

○永山総合政策課長 第1回がこの西米良村ということで、今後については、この運営団体が当初の予定では30回程度いろんな活動に派遣していく。その作業をこの運営団体がやっていく。ただ、先ほどございましたように、結果として、数が少ないあるいは人数が少ない場合もあるかもしれません。そのあたりについては、どう対応していくのかということについて県と話をしないといけないでしょうし、最終的に委託料については精算行為を行って、余りがないように、使い過ぎとかいうことがないようにしなければならないのは御指摘のとおりだというふうには思います。

○権藤委員 今の契約はどうなっているの。

○山内中山間・地域対策室長 委託料につきましては、限度額として定めております。最高ここまでですと。おっしゃるように、実績等に応じて——実績報告書を出していただいて、過払い金の返還等についても、その規定はしているところであります。

○福田委員 特定非営利活動法人について、今の論議を聞いていて、これはほとんどの部局に関係ありますが、部長お見えであります、グループビジネスとして数多く立ち上がってきているわけですね。名称に特定非営利活動法人ですから、そこに隠れて、通常で考えますと、かなり甘い契約あるいは依頼等がなされる傾向が強いなということをご各部局のいろんな法人の説明を聞いていて考えておるんです。きょうは権藤委員が発端で、そういうことをずっと論議しましたが、部長お見えですから、今後、グループビジネスあるいはファミリービジネスとして非常にこれが盛んになりますから、よほど行政

は目を光らせて対応していかないと、それにすぐ乗っかるような格好では、こういうことが次から次から出てくる可能性があるなど。これが悪いというわけじゃないんですよ。しっかりした対応して法人を使いこなす、そういうことが大事じゃないかなということをごきょうはあえて提言をしておきたいと思います。

○萩原委員 さっきから指摘がありましたように、この書き方の順序がちょっとおかしいんですね。非営利団体の「みんなのくらしターミナル」というのは、県民政策部の中山間・地域対策室だけの契約なのか、県全体のいろんなボランティアに関する契約なのかがまず1つ。

2つ目は、一番上に書かなきゃいけなかったと思うんですけども、中長期のこういうボランティアの、ここを決定するにはこういう4つの団体があって、その中で公平に審査した結果、特定非営利活動法人「みんなのくらしターミナル」に決定しましたというのをまず一番上に書いておいてやらないと、30というのが中山間・地域対策室だけの30回程度なのか、県のほかの部局にも関するものも入れて30なのか、いろんなボランティア、さっき話がありましたけれども、性善説、性悪説はありますけれども、あなたたちが一番得意な性悪説から考えると、その辺はびしゃっとしていないと、さっき権藤委員が言ったように、3月の当初予算で我々はわかっていないし、わかりやすい説明をしたほうがいいんじゃないか。細かい数字のことがどうだこうだというのはわからなくてもいいけれども、基本的にはこういう順序で計画していますということをご言わないと、まずいんじゃないかと思うんです。

○権藤委員 委員として求めたいことは、2月の審査した資料で——265万というのをさっき口

頭で聞いたけど、「みんなのくらしターミナル」との契約の中身がどういうもので、県としてはそれが妥当だと判断して提案したわけでしょうから、それと契約上、期末に精査し直すんだと、そういう部分が初めてのことで我々もわからんから、要するに、この制度そのものは指定管理者ではなかったけれども、外部委託制度というものは我々も理解が不十分なわけです。その2月時点での資料で、口頭でなくてちゃんと265万がこうですというやつを説明してください。それと後で、実績ベースで契約は精査しますというのが書いてあるなら、書いてある契約書も見せてください。我々だって、この場で言うのはおかしいけど、1円まで領収を出しているわけだから。

○萩原委員 さっき言いましたように、この「みんなのくらしターミナル」というのは、中山間盛り上げ隊だけのボランティアなんですか。30カ所というのは、中山間盛り上げ隊だけの意味で「みんなのくらしターミナル」と契約したんですか。

○山内中山間・地域対策室長 中山間盛り上げ隊だけのものです。

○河野副委員長 こういったことは言いたくないけど、この法人の方はどういう方法で選ばれたんですか。

○山内中山間・地域対策室長 具体的には、公募いたしまして、その審査委員会を別途設けて、3名の審査委員で審査をしました。行政から2人で、あと、社会福祉協議会の職員の方にボランティア関係ということもありましてお願いしたところなんです。

○河野副委員長 この法人の性格なんか調べておられますか。私、清武だからよく知っているんですけど。

○武井委員 福田委員の関連も含めてなんですが、河野委員からもいろいろありましたけれども、特定非営利活動法人もこちらの担当部署ですから、そういう観点からお伺いしたいと思うんですが、特定非営利活動法人の理事とか、会社で言う取締役になりますけど、そういうところに県の職員の方が入っている法人で県の委託事業を受けている——ここも入っていらっしゃるんじゃないかと思うんですけども——というところがあって、そこが委託を受けるということについては、こういったものの公平性からいって私は疑問があるんですけども、民間会社であれば、県の職員が兼務することはそもそもできないわけですが、特定非営利活動法人ですと、さっき福田委員もおっしゃったとおりで、その辺がルール化されていないので、その辺があると思うんですが、そのあたりの基準とかいうのはどういうふうに考えていらっしゃるのかを伺いたいと思います。

○永山総合政策課長 正確なデータというのは持っておりませんが、県職員の中でさまざまなNPOに参加したり、場合によっては理事を務めたりという例はあるのではないかといいふうに思います。そういう団体と県が契約を結ぶことについて現時点においては規制というものはございません。ただ、これだけNPO活動が盛んになり、あるいは先ほどもございましたように、さまざまな委託受託関係が発生するとなると、確かに、そのあたりについても少し整理すべき時期には来ているのかなというふうには思います。

○武井委員 非常に重要な問題だと思うんです。民間会社であれば、例えば議員が取締役をしている会社に規制があったりするわけですから、公平公正な競争という観点からも、そのあたり

のルール化というのは早急に図っていただく必要があるのではないだろうかと考えております。これ、また、資料要求でお願いしたいんですが、公募の過程、何者があって、どういう形で最終的にここが選ばれたのかというのは、指定管理とかの場合は、審査員名まで委員会に上がってきて、こういう形で審査されたというのが見えるわけですが、今回の場合は、質問しなければどういう形でここが選ばれたのかということすらわからなかったということになりますから、委託事業であっても結果として県費を入れていくということには変わりないわけですから、今後の課題でもあると思うんですが、少なくとも今回についてはこれだけ意見も出ていますので、どういった経緯でどういう者があって、どういう方が審査をされてこういう形で出たかというのはお示しをお願いしたいと思います。

引き続いて、では、265万円というのがあったんですが、現時点において支払われている金額というのは幾らになるか、お聞かせください。

○山内中山間・地域対策室長 現時点においては支払いはまだしておりません。

○武井委員 例えば、人件費とか一般管理費とか、こういうものというのはいずれどこかの段階で必ず支払っていかねばいけないうんですが、生活費150万というのが入っているということは、こういったものというのは、保険にしてもそうですが、あくまでも実際にかかった実費を算出して、その範囲内のみで支払いをするという理解でいいということですか。

○山内中山間・地域対策室長 おっしゃるとおり、実費というか、こちらで決めた定額がございます。月に例えば7万、それを支給することになります。保険料は掛けた金額です。実費額で支払います。

○武井委員 月に7万とかいうのが出たんですが、平たく言えば、中長期派遣にだれも応募がなくて1人も行かなかったら1円も払わないという理解でいいということですね。わかりました。

人件費なんですけれども、50万というのが来年の3月までということなんですけれども、こういったようなものというのは、実績にはほとんど関係ないといえますか、人件費は、このために人をかけているということであれば、実績がどうであったかということとは関係なく、最終的に支払いをするということになるという理解でよろしいですか。

○山内中山間・地域対策室長 御質問のとおりで考えております。

○武井委員 実際的に、もちろん人件費、経費がかかるのはわかるんですけれども、いずれにせよ、そのあたりも含めて委託のときの詳細をいただきたいと思います。以上です。

○高山県民政策部長 私どもの説明がまずく、うまく御説明できなかったと思いますが、先ほどいろいろいただいた御意見等につきましては、よくわかるような形で資料を改めて提出させていただきたいと思います。事業の趣旨から契約の内容等含めまして、そして先ほど申しました精算という形になりますので、その辺を含めてどういう形でやるかということについて、後ほど文書で御報告させていただきたいというふうに思っております。

○高橋委員長 暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時22分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。
報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○田原選挙管理委員会書記長 それでは、御説明させていただきます。

お手元の説明資料、1枚紙でございますけれども、ごらんいただきたいと思います。大規模ショッピングセンター等における期日前投票所の設置の動きについてであります。

まず、1の背景についてであります。御存じのとおり、国、地方の選挙を問わず、その投票率は長らく低迷傾向が続いておりますが、中でも、若者の投票率は全体の投票率を大きく下回っており、若者の選挙や政治への関心の低下が全国的に問題となっております。このため国においては、平成15年に期日前投票制度を新たに設けるなど、有権者が投票しやすい環境を整備することにより、投票率の向上を図ってきたところであります。この期日前投票制度における投票所につきましては、各市町村の選挙管理委員会が指定することとなっているところですが、最近、有権者の利便性を高め、投票率の一層の向上を図るため、若者など多くの人が集まる大規模ショッピングセンター等に期日前投票所を設置する動きがあるところあります。

次に、2の現状であります。この表は、さきに当委員会がその設置状況について全国の都道府県及び県内28の市町村の選挙管理委員会を対象に調査した結果であります。まず、全国であります。設置した実績がある市町村は5県において8市ありました。また、設置を検討中の市町村は2県において2市あり、いずれも今回の衆議院総選挙から設置する予定とのことでございました。次に、県内ですが、設置した実績がある市町村はありませんでした。また、設置を検討中の市町村は1市ありましたが、時

期は未定とのことであります。今後検討予定のある市町村は1市2町でありました。なお、この調査では、あわせて大学への期日前投票所の設置の状況についても調査いたしましたが、全国、県内とも設置した実績のある市町村はございませんでした。

次に、3の設置に当たっての課題であります。ただいま申し上げました県内の市町村選管への調査の中で行ったアンケートの回答を取りまとめたものでございます。まず、1つ目が投票の秘密保持、不正行為の防止及びセキュリティーの確保といった施設及び人員面の課題でございます。これらにつきましては、投票に関係がない者が出入りできないような独立した施設に、他人が投票の記載を見ることや投票用紙の交換などの不正な手段が用いられないようにするための相当の設備・機材を設置するスペースと、投票管理者や投票立会人などの新たな人員の確保が必要とされるところでございます。2つ目が、異なる期日前投票所で複数回投票するといった、いわゆる二重投票の防止であります。これにつきましては、期日前投票所間で選挙人の投票状況を確認するためにオンラインで情報を共有するためのネットワーク環境の整備が必要とされるところであります。このほか、(3)のその他にありますとおり、期日前投票所の設置に要する経費や、それぞれの選挙時に期日前投票所として対応できる場所が確実に確保できるかといった課題、そしてその期日前投票所では投票できない他の市町村の住民とのトラブルといった課題などが挙げられたところであります。

なお、米印のところですが、(1)と(2)の課題につきましては、それらが解決されないまま期日前投票所が設置された場合、選挙の基本

理念である自由公正の原則が阻害されており、
手続に瑕疵があるとして選挙自体が無効となる
可能性もあるところであります。

最後に、4の県選挙管理委員会としての対応
であります。県選管といたしましては、期日前
投票所の大規模ショッピングセンターへの設置
につきましては、有権者の利便性を図り、投票
率の向上が期待できますことから、今後、適切
な情報提供や課題解決に向けた助言を行うなど、
市町村選管の積極的な検討を促していきたいと
考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いい
たします。

○高橋委員長 執行部の説明が終わりました。
委員の皆様からの質疑をお願いいたします。

○武井委員 状況、内容はよくわかったんです
が、検討中が1市、または予定の1市2町とい
うのは、差し支えなければどこがどういう検討
されているのか、お聞かせください。

○田原選挙管理委員会書記長 県内の設置を検
討中の市町村1市でございますが、宮崎市で
ございます。それから、今後検討予定のある市町
村1市2町でございますが、都城市と高鍋町、
川南町ということでございます。宮崎市につ
きましては、イオンショッピングセンターとい
うことで、具体的にその経費の積算等をする、
そういった検討まで行っているというふうに聞
いているところでございます。

○武井委員 例えば来年とか次年度とか、お
おむねこれぐらいでとか考えていらっしゃる
という話は、宮崎市選管とはお話しになった
りされたんでしょうか。

○田原選挙管理委員会書記長 アンケートで
未定ということで回答が上がっておりまして、
それ以上、時期を具体的にいつと考えている
とか、

そういったことについて照会をした、確認を
したことはございません。

○武井委員 確認なんですけど、これは当然
といえば当然なんだろうと思うんですが、イ
オンショッピングセンターなんかですと、こ
こにも書いてありますが、宮崎市の人だけ
が出入りするわけではなくて、東諸県郡
とか児湯郡の方なんかも見えるわけ
ですけど、当然そこでは宮崎市
の人しか投票できない。もし仮に
別のところの方もしようと思えば、
部屋をそれぞれのところにつ
くってやらなきゃいけないとい
うような形になるということ
ですね。

○田原選挙管理委員会書記長 イオンは宮
崎市ですから、宮崎市がイオンに
設置するというについては何も
問題はないかと思えますけど、
例えば隣の高鍋町が、宮崎市
に買い物に行く人が多いから
といって、高鍋町が宮崎市
内の施設に期日前投票所を
設置できるかどうか、市町村
の区域内において設置する
というのが原則になって
おりますので、そのあたり、
みずからの市町村の区域
外に期日前投票所を設置
できるかといったところ
については確認をしてみ
ないといけないという
ふうに思っているところ
でございます。

○萩原委員 2つ問題があると思うんです。
1つは、地区のそれぞれの今の投票所は、
その地区の自治公民館なり自治会
なりのそれなりの顔の人が
座っていますね。年ごろが
一緒で、背丈まで一緒か
どうか別として、代理で
やる可能性が高くなって
くるということが1つ。
それと、そういうショッ
ピングセンターで投票率
を上げるということは、
大義名分が立つけれど
も、お客様をそういう
ところに誘導する。中
央商店街、あります
ね。それからこちら
にお客様を誘導する
ような、それでなく
とも商店街はみんな
苦し

いの、そういうのが重なっていくと、人間というのは不思議なもので、そういうところでどんどんお客さんを誘導してしまうんです。そういう危険性が非常に高いと私は見えています。その2つの問題点を十分検討していただきたいなと思います。

○田原選挙管理委員会書記長 1点目の二重投票につきましては、このペーパーの中にもございますように、宮崎市内ですと10カ所、期日前投票所がありますので、1カ所の期日前投票所で投票して、すぐその足で別の投票所に行って投票する、二重投票という可能性もあるわけでございますけど、それを防ぐために、各期日前投票所をオンラインで結んで、この方はここで投票が終わりましたよということをほかの期日前投票所でも確認できる、そういうシステムを組んでいただく必要があるということでございます。

それから、2つ目の御質問でございますけど、大規模ショッピングセンター、イオンは逆に、今、委員が御心配になられました集客というところを一つの目的としまして、イオンの施設については、積極的に無料で期日前投票所としての利用を呼びかけるといったことをイオンでは行っているところでございまして、委員おっしゃるような人の流れをつくり出すというんでしょうか、逆に商店街、ショッピングセンターについてはそういったことを望んでの働きかけも行われているという現実もあるところでございます。

○萩原委員 二重投票の心配もあるけれども、ほかの人の代理で、成り済ましの危険性が高いということです。地元にあると、知っている人が、地域の人が座っているわけだから、今度はそういうところになると、成り済ましが十分に

可能性があるわけです。

○田原選挙管理委員会書記長 委員おっしゃるとおりでございます、この点につきましては、現在の期日前投票、宣誓書というのがございまして、そこに、期日前投票をしなければいけない事由を選んで、名前とか生年月日とかを書きまして、宣誓するといった仕組みはとられておりますけど、個人の、例えば運転免許証を示して自分は間違いないですよといったところまでの確認は求められておりませんので、確かに委員おっしゃるような御心配はあるところでございますけど、それでも、投票日当日の投票に比べますと、そういった確認を厳格にして、不正投票が行われないような、そういった仕組みは取り入れているというふうに考えているところでございます。

○井本委員 具体的にどうとられているわけですか。我々、本当の選挙のとき、はがきを持っていかないかんでしょう。こっちはどうなの。

○田原選挙管理委員会書記長 もちろん入場券が必要でございますけれども、なくても投票はできます。

○井本委員 条件としてはそっちのほうが軽いじゃないか。

○田原選挙管理委員会書記長 今申し上げましたのは、期日前投票の場合と当日、今回の場合ですと8月30日に投票する場合の違いでございますけど、当日ですと、入場券なりを持っていかなくても、選挙人名簿との対照だけで投票ができるわけでございますけど、期日前投票所は、もちろん選挙人名簿との対照もございまして、自分がどういう理由で当日投票できないかを書き、さらに氏名とか生年月日も署名した上で宣誓するという仕組みがとられています。

○井本委員 軽いじゃないかと私は言っている。書くのはだれだって書くよ、うそでも。書いたからって、どうやってチェックするんですか。そっちのほうで軽いじゃないかと言っているわけよ。前、私は一般質問をしたことがある。本来的に投票するときのほうは、こんなのを持っていかないかんのに、期日前のときは、極端なことを言えば何も要らんわけでしょう。逆じゃないかと。そっちのほうを厳しくせないかんのに、こっちのほうで厳しいじゃないかと質問したことがある。なっていないじゃないの。

○田原選挙管理委員会書記長 委員おっしゃいました入場券につきましては、当日の場合も必ずしも必要ではないということでございます。入場券がなくても投票はできますので、それに加えて、期日前投票所は宣誓書を書かなきゃいかんという点で当日の投票所よりは厳格になっているということでございます。

○井本委員 当日のときはどうやってチェックしているの。

○田原選挙管理委員会書記長 期日前投票につきましては、宣誓……。

○井本委員 当日の場合は、どうやってチェックしているのかと。

○田原選挙管理委員会書記長 当日の場合は、選挙人名簿との対照だけでございます。

○高橋委員長 ほかほかございませんか。

○権藤委員 以前に個別に、正当なポスターということで某県議候補と言われる方が数え切れないぐらい張ってあるわけですが、前回の6月30日閉会の定例議会では、知事はほとんど出るだろうというような感覚だったんですが、そのあたりで、揺れ戻しが来ましたが、知事選があれば当然、補欠選挙はセットであるということですね。結果的になかったわけですが、そ

の場合には、あくまでも知事が辞表を出さない限りは警告や指導はできないのかということをお尋ねします。

○田原選挙管理委員会書記長 今御質問の点でございますけど、任期満了後の6カ月前、または公示されて選挙の当日までという形に規制の期間がなっておりますので、そういう委員がおっしゃるような可能性はあったわけでございますけど、その事由が発生しておりませんので、それを規制するというわけにはいかなかったところでございます。

○権藤委員 衆議院の公示、18日以前に選管はどう指導されるのでしょうか。選挙中、あれは張りっ放しですか。

○田原選挙管理委員会書記長 委員のおっしゃっている方につきましては、私どもとしましては、あくまでも県議会議員の議員を目指して今、政治活動を行っていらっしゃる方というふうに認識しているところでございまして、禁止されますのは、あくまでも衆議院議員を目指す方についての規制でございますので、このまま18日の公示日を迎えても、私どものほうから……。

○権藤委員 公示日後です。

○田原選挙管理委員会書記長 公示日後も、そのポスターに対して撤去を命じるとか、そういったことを働きかけるということはないというふうに考えております。

○権藤委員 2区エリアとかで新人が出ている。あるいは1区、出るっていうやめたという人あたりがおるわけだけれども、そういう人はポスターも張らなかったわけです。そうすると、だれを入れようかなというような人は、ポスターがいっぱい張ってあるから、あの人に入れようとか、そういうことが起こる可能性もあるん

だけど、予防的な立場からの指導はできないんですね。

○田原選挙管理委員会書記長 今おっしゃっている方はあくまでも県議を目指していらっしゃる。今から始まる選挙は、衆議院についての選挙が始まるということでございますので、選挙の種類が違うわけでございますので、こちらの選挙があるからといって、そういう別の選挙にかかわる部分の活動を規制することにはならないということでございます。

○高橋委員長 その他ほかにございませんか。

○井本委員 前、延岡でも、建設業者がたくさん集めて行って、おりの間に、何々さんですよと言って、これは当然いかんことでしょう。何々さんに投票するんですよ。

○田原選挙管理委員会書記長 もちろん選挙運動期間中でなければ、それは禁止されている行為でございます。投票を依頼する行為で、事前運動ということになるかと思えます。

○井本委員 期日前投票、それはどうなるの。それはいいわけですか。バスか何かで連れて行って、おりるところで何々さんに入れなきゃいけませんよ、何々さんですよとやるのはいいわけですか。

○田原選挙管理委員会書記長 個人の立場で投票を依頼する、それについては、個人の選挙運動の自由という範囲内でそういった依頼行為は認められますけど、例えば選挙人の方をまとめて車でもって期日前投票所に連れて行くという行為については、交通費を出しているといった形で寄附の行為の禁止に当たる可能性があるということでは考えられることでございます。

○高橋委員長 ほかにございませんか。

○前屋敷委員 先ほどの御説明の関連ですが、今、ポスターを張っていらっしゃる方について

は、届けを出されるときに、明確に県議を目指しているというふうな態度表明をされているんですか。

○田原選挙管理委員会書記長 私どものほうに、県議選を私は目指しているとか、そういった表明があっているわけではございませんけど、過去に県議選に立たれた実績とか、そういったもろもろの情勢でもって私どもはこの方については県議選を目指している方だというふうに認識しているところでございまして、そのためにあなたはどの選挙を目指していらっしゃるんですかということを確認するということは行っていないところでございます。

○前屋敷委員 急遽、衆議院を目指すというふうになることも想定できるわけなんですけど。

○田原選挙管理委員会書記長 1つ説明が不足しておりました。ポスターには、私どもの発行します看板がございまして、その看板にこれについては県議選とか種類を明示しておきまして、この方については県議選のためのそういう看板を掲出している方ですよという外形的な認識はしているところでございます。

○権藤委員 いかにも皆さんはチェックというか、そこら辺を厳しく見ているというようなことのようにすけれども、ポスターを現に張っている人は、一時的には民主党の公募に履歴書を出して、面接を受けたら、もうちょっと地方で勉強されたらどうですかという意味合いのことで、本人の解釈として、人づてに聞いているのは、地方議員のほうの公募に合格したというような言い方でやっている。それが自民党さんのほうは、私は詳しくは知らんけれども、公募に応じて、Uさんが1番で、どこかの人が2番で、私は3番目に登録されましたというようなことで、私が聞いたわけじゃないですよ、そういう

ことで運動しているというようなことですから、選管の立場上、あれだけのポスターを張るということは——既に期限は、既定の方針としてはある、それか、知事がやめれば補欠がある、そういうことを意識して特別にやっておられるわけですから、少なくとも書類に書いたのは、後援会の申請をしたのは何年先か前ですね。その後、あなたは自民党の公募にも、国会議員の公募にも応募されているけど、これは県議選だけですかとか、そういうことを確認してもらう必要は——それは向こうの名誉を損じるとか、活動を制約するとかということにはならないような形で選管としてはきっちりと、最初出た書類に書いてあるからそうですわということじゃなくて、少なくともあの枚数は異常じゃないかなというぐらいに、どういう経費をかけて、自分がこつこつ毎日やったのかどうか知らんけれども、通常ではないというふうに思っていますので、今後よく注意していただいて、必要性があれば、そういう事前指導ということも行き過ぎではないと私は思いますが、また検討していただきたいと思います。

○武井委員 関連で伺いますが、前屋敷委員からもありましたし、権藤委員からもありました。目的として、今は県議会議員の選挙に出るということを選管に登録していると思うんですが、それがある日突然、きょうから気が変わりましたから衆議院にしますとかというのは、それは何ら制約をされているものではないということですね。

○田原選挙管理委員会書記長 そのとおりでございます。

○武井委員 例えば、極端な話、衆議院に出るということで前職とか表明されている方というのは、当然6カ月前から規制がかかっているん

ですが、その方が例えば告示の前日に気が変わって私は総選挙に出ることにいたしましたということをおっしゃれば、総選挙の前日までポスターを張っておくことには何ら制約はないという理解でよろしいということですね。

○田原選挙管理委員会書記長 今おっしゃったとおりでございます。外形的に、マスコミ等でそういった情報が入ってくるとか、そういったこともなくていきなりそういったふうに出たられば、私どもとしては武井委員がおっしゃったような形で認定せざるを得ないというふうに思っているところでございます。

○武井委員 としますと、そういうことをするという事ではないということ。技術的なお話として申し上げます。例えば私が県議会議員の選挙の2期目に出馬しますということであると、6カ月前からポスターも一切、政治活動に制約があるんですが、私は次はもっと先の別の選挙を考えることにしますと。変更して、告示の前日に、やっぱり県議会のほうがいと支援者が言うので県議会に戻すということをするれば、このルールはほとんど事実上、ざる法になるということについて、選挙管理委員会として何ら制約はできない法であるということ。よろしいですね。

○田原選挙管理委員会書記長 私ども法律の規定に従って指導していく、助言していくという形でございます。それが外形的に明らかにこうだというものがわからない限り、私どものほうからそれを確認して先々に手を打つといったことはできない、しないことになるというふうに思います。

○武井委員 わかりました。外形的な基準とかその辺も伺いたいところですが、抽象的な話なのでやめますが、ポスターの話が先ほどから出

ておりましたが、私どもはシールをもらって12枚の看板ということで、基本的にはすべての議員の皆さん、12枚の看板の中でされていると思うんですが、ところが、一方では、ポスターを無尽蔵に張られるということは、実質的にはこれもほとんど意味をなしていない状況にあるということ、現状的にはそういう状況にあるということですね。そういう認識はお持ちだということによろしいですか。

○田原選挙管理委員会書記長 私どもとしましては、選挙運動期間外の政治活動については原則自由に行うことができる。ただ、その中で金のかかる選挙とか、そういったことでは一定の規制が必要だという形で、名前が入ったポスター、もちろん政治活動であるべきことが必要なんですけど、選挙運動目当てであってはいけないんですけど、それについては裏打ちのないポスター、いわゆるベニヤとかでとめられているポスターについては、それは認めましょうという形で、政治活動は基本的原則としては自由なだけで、でもこういったものは、金のかかる選挙、そういった形でふさわしくないので一定の制限をかけましょうという、そういった観点からの法律の規制だというふうに考えているところでございます。ただ、それも、態様、時期とか量とか、そういったものを総合的に判断して、これは行き過ぎだとか、選挙活動に入っているとか、そういったことの認定はしていかなきゃいけないというふうに考えているところでございますけれども、今回の件につきましても、いろいろ御照会いただきましたので、検討はしたところでございますけど、私どものほうから積極的に指導していくというところの程度までには、総合的に考えまして、至っていないという判断をしたところでございます。

○武井委員 実質的には、12枚の看板というのはほとんど意味をなしていないというか、やったもの勝ちなんだなというのを感じるんですが、例えば連張りしているものとかありますね。2枚並べて張っているものとか、著しく至近距離に連続して張っているようなものもいろいろあるんですが、確かにあれは討論演説会の案内ということなんですけれども、事実上は名字を大書きして、連張りを特にしているということも含めると、実質的には立会演説会の案内というより、純粋な売名行為以外の何物でもないというふうに見えるんですけれども、そのあたりというのは指導対象にならないのか、伺います。

○田原選挙管理委員会書記長 連張りにつきましては、いわゆる売名行為に当たるという形で規制をかけていくべきものだというふうに考えているところでございます。ただ、個々の部分につきましては、それぞれを見ながら、そういった規制の対象になるかどうかについては個々に判断していくしかないというふうに考えているところでございます。

説明不足で申しわけございません。実際の指導のあり方としましては、連張りにつきましては、一応、してはいけないわけでございますけど、指導の基準として、4枚以上という形の指導をしているということでございます。

○武井委員 4枚以上というのは疑問があるんですが、連張りはだめだ、でも3枚ならよくて4枚ならいいと。なるほど3枚まで張っているのがあるので、多分そういう基準を熟知して、なさっているんだろうと思うんです。4枚からという根拠は何ですか。

○田原選挙管理委員会書記長 今すぐにはわかりませんので、確認して、また委員長を通じて御回答差し上げたいと思います。――主幹に回

答させてよろしいでしょうか。

○岩村選挙管理委員会主幹 これは、法律上、何枚まではだめだということが書いてあるものではないんですが、まず原則として、ポスターは、政治活動の範囲内であれば、憲法上保障されている表現の自由というところもございます。その部分と、皆様から今お話のあっているような売名行為になるのではないかとした場合、どこに線を引くかということになるかと思うんですが、私ども県警あたりといつもその辺は協議して、なかなか県警からはできなくても、選挙管理委員会として何とかやってくれないかという中で指導を出したりしているのがありますが、実は県警はある程度基準としまして、5枚程度みたいなところを内々持っている、これも県警として書かれてあるものなのかどうか私ども存じ上げないんですが、そういった基準があります。ただ、私どもとしては、そこを5枚ということではなくて、政治活動用のポスターであれば、普通、1枚、2枚あれば十分足りるのではないかと、それを3枚、4枚、連張りされているというのは、武井委員がおっしゃいますように、売名を目的にしているということも言えるのではないかとということで、県警が5枚というところで、一歩進めて4枚というところになって、そこは3枚でもいいじゃないかというお話もあるかもしれませんが、一応そういったことで4枚以上連張りしているところについては、事前運動、売名的なおそれがあるということで指導させていただいているところでございます。

○井本委員 私が思うのは、憲法上、表現の自由、政治活動の自由というのがまず最初にある、これが原則だと思う。それに対して規制をかけているわけですね。余り金がかかるんじゃない

か、余り競争が激し過ぎるといろいろ弊害が出るんじゃないかということで規制をかけていると思う。表現の自由に規制をかける限りは、最低限の規制じゃないといかんということに、今までの憲法上の訴訟なんかは、なっている。5枚やら4枚やら、まだそういう判例やら恐らくないんじゃないかと思うんです。裁判所がどんな判断するのか。もしかしたら何枚張っても結構ですよということに——最低限の規制しかできないという、表現の自由、政治活動の自由というのは憲法上、我々国民に保障された権利ですから、これを規制するということは、よほどの理由がないと規制できんというふうに私は思っているんです。4枚、5枚という数字も、単なる当てずっぽうな数字であって、そういう裁判をやったことはないだろうと思うんですが、規制に対する判例とかそんなものはありますか。

○岩村選挙管理委員会主幹 私どももいろいろ指導するに当たっては、判例集とかを読み込んで指導の判断しているわけですが、こういった形で、今、井本委員がおっしゃいますように、政治活動用のポスターの連張りについて何枚以上は違反になっているとかなっていない、そういったものの判例は私どもが今まで調査した限りはございません。

○井本委員 枚数じゃなくてもいいですけど、そういう規制に対するものは憲法違反じゃないかというような判例はないですか。いろんな規制があるわけですね。我々は何持っていっちゃいかんとか何とか、いろんな規制があるわけですが、その規制は憲法違反じゃないかという裁判例というのはないんですか。

○岩村選挙管理委員会主幹 ポスターのこういった掲示、それとビラのポスティング、これは裁判の中では、確かに公選法違反の問題だけ

ではなくて、井本委員おっしゃいますように、憲法で保障されています表現の自由、政治活動の自由、ここはよく争われているところがございます。最近ありました京都の関係とか、幾つかの判例の中では、憲法違反になるところまでは判例の中ではなかったという記憶があるんですが、勉強不足かもしれませんが、憲法違反であるというところまでの判例は見た記憶がございません。

○井本委員 戸別訪問禁止も表現の自由とか政治活動の自由に反するんじゃないかと実は私なんか思っているんだけど、これに対しての判例というのはないですか。

○岩村選挙管理委員会主幹 戸別訪問については、判例はいろいろございます。ただ、井本委員がおっしゃいますように、戸別訪問につきましては、今までの公選法の改正の中で、戸別訪問を行うことによって、それぞれの家庭もしくは営業所、そういった中で密室的な感じで選挙運動が行われる。その中で買収であったりいろいろな行為が行われたという、昭和30年代、40年代のそういった背景のもとにこれは規制されているものでございますが、一昨年の政府・与党の公選法の審議会などでは、こういったことまで政治活動を本当に縛るべきなのかどうか、投票率が低いのも、政治活動を余りにも公職選挙法の中でこれはしてはいけないということで縛り過ぎているのではないかと、そういう中で戸別訪問の禁止については、ある程度、民主主義が熟成したのであるから、そこは解除してもいいのではないかとというような議論も幾つか行われておりまして、これは今後の国会の御審議をまちたいというふうには思っているところがございます。

○萩原委員 休憩時間にもお話ししましたシル

バー人材センター、純粋な県議会報告でしたら、後援会活動じゃないわけですから、各シルバー人材センターで配布依頼が来たときには、公平にひとつやっていただきたい。それと、戸別訪問は、あくまでもシルバー人材センターを受けますときには、個人の議員の名前をお願いします、これだけは禁句ですよということだけ言ってもらえばいい。戸別訪問のどうのこうの言うから、シルバー人材センターが二の足を踏むわけです。禁止することというのは、個人が議会報告を出すわけですから、この人をお願いしますということだけは禁句ですよ、それ以外でポスティングしようが持つていくには構いませんよと、それと、選挙告示の半年前でこれはストップしてください、それだけ2つを言っていただいて各シルバー人材センターでやっていただくと、郵便よりはるかに安くつくんです。シルバー人材センターの売り上げにもなるわけですから、試算すると大変な売り上げです。市会議員もおろし、市会議員の連中も議会報告を出したいんだけど、郵便で出すと金がかかるからということで、野放図にするわけじゃないですから、例えば都城に有権者が14万おれば、14万部つくろうなんてことはしないわけで、大体自分のテリトリーの中学校区ぐらいでしかやらないわけですから、その辺をひとつシルバー人材センターに御指導方をお願いします。

○高橋委員長 その他ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 以上をもちまして選挙管理委員会を終了いたします。執行部の皆様、御苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後0時59分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

まず、執行部のほうから説明をお願いいたします。

○高山県民政策部長 まず最初に、おわびを申し上げます。政策担当次長の日高がきょう午後から出張しております、欠席させていただきます。御了解いただきたいと思っております。

もう一点、午前中の審議におきまして、私どもの説明不足等によりまして皆様に大変御迷惑をおかけしました。中山間盛り上げ隊の派遣事業等につきまして、詳しく御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○山内中山間・地域対策室長 中山間盛り上げ隊派遣事業について説明させていただきます。

資料は2種類ありますけれども、募集要領ではない薄目のものからお願いします。㊦中山間盛り上げ隊派遣事業とある資料です。これが当初の常任委員会の際に説明をさせていただいた資料になっております。事業目的としましては、午前中も御説明いたしましたけれども、中山間地域の各種活動の維持存続を支援し、都市と中山間地域との人的交流を促進するという事業目的であります。事業概要については午前中御説明しましたので、申しわけありませんけれども、省略させていただきます。事業費につきましては、811万6,000円をお願いしたところですが、

続きまして、ページをめくっていただきたいと思っております。中山間盛り上げ隊の運営団体委託先決定までの経緯でございます。まず、公募概要でございますけれども、募集開始を5月1日からしております。募集締め切りは5月27日。

主な公募条件としまして、午前中説明しましたけれども、県内に事務所を有する法人、営利非営利を問わないということで公募しております。委託費の上限額は265万円、詳細につきましては、別紙の21年度中山間盛り上げ隊派遣事業の運営団体募集要領に、公募事業ですとか隊員の形態等、事務局の行う業務等、書いてあります。これが実際に公募した内容でございます。詳細については後でござらんとしたいと思っております。

もとの資料に戻りまして、2の応募としては、有限会社、株式会社、NPO法人、委託を決定しました「みんなのくらしターミナル」の4つの会社、団体から応募があつて、書類審査としてはすべて要件を満たしておりましたので、個別ヒアリングを6月3日に県庁で実施したところであります。

審査員としましては、社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会の地域福祉部長の山崎さんとNPO関係の所管課であります生活・協同・男女参画課の黒木補佐、私の3人で審査したところであります。審査方法につきましては、①から⑤に掲げておりますけれども、審査基準に従い審査しまして、最終的に委員の合議を行いまして、NPO法人「みんなのくらしターミナル」を委託候補団体として選定したところであります。

次に、契約の内容についてであります。候補となった「みんなのくらしターミナル」に対して契約金額は265万の限度額でしております。支払い方法は概算払いとしております。ただ、今のところ、まだ支払いはしてございません。契約の期間としましては、6月23日から来年3月31日まで。委託内容、具体的な作業は何をするのかという内容ですけれども、盛り上げ隊の隊員の募集及び登録、具体的には、そこに書いてありますように、隊員の募集及び登録を行い、隊

員名簿の作成管理、保険の加入手続、短期支援活動の募集、支援隊員の派遣、そして、中長期支援活動の募集及び中長期支援隊員の派遣、市町村から中長期支援活動を募集して要望のあった市町村に派遣するという内容であります。額の確定でございますけれども、来年3月、委託業務を完了後、業務の成果に関する報告書を提出していただきまして、その内容を検査し、あわせて委託料の額を確定する内容で契約しております。委託料の確定額は、委託業務に要した実支出額と委託料の限度額のいずれか低い額としておりまして、条項としては、別途、既に支払いを受けた委託料が委託料の確定額を超えるときは、その超える金額については返還していただくという契約内容になっております。

次のページでございますけれども、経費の内訳であります。まず、積算条件としましては、登録隊員数は150名、支援活動回数を30回、支援活動参加隊員数を300名、現地指導に7回という積算でしておるところであります。具体的には、隊員証、隊員帽、これは合計しておりますけれども、16万5,000円、通信運搬費27万1,170円、午前中に御説明しました金額と多少異なっていると思っておりますけれども、午前中は慌てておりまして、申しわけありませんけれども、提案のあった最初の見積額で御説明したところで、これが契約の経費の内訳です。向こうもヒアリング等、うちの事業で考えている内容を口頭でいろいろお話をさせていただいた結果、具体的にはこれぐらいかかるということで双方合意を見まして、この金額で契約しております。通信運搬費27万1,170円、旅費交通費19万8,000円、以下ずっとありまして、運営団体が持つ人件費10万6,140円、午前中は50万と申し上げたと思っておりますけれども、10万6,140円、あと一般管理費で、合計100

万でございます。別途、短期派遣の保険料は15万円、中長期派遣に係る経費としては、生活費等と書いてありますけれども、150万、両方とも一般管理費を含んでおります。

説明は以上でございます。

○高橋委員長 説明は終わりました。委員の皆様方の質疑を求めます。

○武井委員 資料も出てきましたので、わかったんですが、事業費が811万6,000円ありまして、委託費が265万円ですが、差額というのはどういう取り扱いになるんですか。

○山内中山間・地域対策室長 差額につきましては、県が直営で実施する費用が別途811万6,000円の中に入っております、例えば当初、短期隊員の募集は県直営でやったところですが、具体的に言うと、新聞広告代、それから私たちの事務費、市町村とか打ち合わせに行きますので、そういう旅費交通費等、あとは、まだやっておりませんが、セミナー開催費等、合わせまして、約で申しわけないんですけど、300万。

○永山総合政策課長 追加して説明いたします。811万6,000円の中に、県が直営で行うものが今御説明したように約320万でございます。残りの差額が約220万ございますが、この分については、中長期派遣がまだ制度としてコンクリートされておりませんので、これが本格的に実施されて人数がふえてくれば、追加で委託する可能性のあるものとして約200万程度があるということでございます。

○武井委員 ということは、265万円が限度額ということで書いてありますが、これは限度額といいながらも、積み増しが200万程度される可能性があるという理解でいいでしょうか。

○永山総合政策課長 当初から、中長期派遣に

係る本格的な事務費、生活費も半分しかまだ入っていないんですけれども、本格的な事務費等については今回の委託契約とは別ということをやっておりますので、追加的な委託はあり得るというふうに思っています。

○武井委員 実際、限度額265万円でここに事務局として預ければ、残りの200万円あたりをどこかに預ける、よそのところにするというのは、物理的に、隊員証とかもこっちでつくるわけですから、不可能だということであれば、実質的にはあと200万程度はこの265万円に上乘せされることがあるという理解でよろしいということですね。

○永山総合政策課長 残っている金額、委託の可能性のあるもののほとんどは、中長期派遣の隊員の生活費の部分です。現在は150万程度それを見込んでいるんですけれども、それがふえてきた場合には、その分を追加で出しましょうというふうな考え方をとっています。

○武井委員 確認ですけれども、残りの差額というのは、あくまでも中長期派遣生活費等のみに使われることになるということですね。

○永山総合政策課長 県が直接執行する分320万何がしを除いて委託料の分については、基本的に生活費等の部分だということで御理解いただいていると思います。

○武井委員 今の段階で150万組んであって、今の現状でもどういふふうになるかわからない、1年目なので、そんなものなのかなと思わなくもないんですが、金額の経費の内訳を見てみますと、短期派遣の保険料というのがありますけれども、一般管理費を含むというのは、では、この15万円の中で、150万のほうでもいいんですが、実際は保険料なり生活費というのは幾らで、一般管理費は幾らなんですか。内訳をお知らせ

ください。

○山内中山間・地域対策室長 一般管理費は全体の10%を見ております。消費税も含めておりますので、短期派遣保険料は866円ぐらいになると思っております。総額では150人分で一般管理費込みで15万、一般管理費は10%です。

○武井委員 ③のほうは、10%ということで、一般管理費が15万円ということですね。短期派遣のほうは、保険料ということなんでしょうけれども、例えばイベント保険とかそういうもので考えたら、高くても1日100円とか50円とか、人日にしたらそれぐらいではないかなと思うんですが。

○山内中山間・地域対策室長 ボランティア活動保険は、保障内容によって金額がいろいろ異なっております。例えば、入院保険、日額7,000円ぐらいですと、おっしゃるとおり260円ぐらいです。1万4,000円ぐらいになりますと590円、積算上は、パンフレット等を見て積算して、860円程度で見ております。

○武井委員 保険料が1日860円、1人にかかるんですか。

○山内中山間・地域対策室長 これは年間です。

○武井委員 年間で1人860円ということですね。それ掛ける人数分があつて、その金額に10%管理費を乗せたものがすなわち保険料の総額になるという理解でいいということですね。

○山内中山間・地域対策室長 そのとおりです。

○武井委員 ということは、確認ですけれども、こういったようなものについてもそれだけの人数が集まらなければ、当然この金額の支払いはされないということでもいいということですね。

○山内中山間・地域対策室長 実績に応じて支払いを最終的に確定するわけですから、集まらなければ、おっしゃるような形になると思いま

す。

○武井委員 では、支援活動計画書のほうでございませうけれども、今いただいたので全部読んでいるわけではないんですけども、短期派遣のところは自己負担というのがあったんですが、中長期派遣のところは、派遣期間中の交通費、食費が含まれ、県の規定によって往復交通費においては事務局が支給するとなっているんですけども、何で違うんでしょうか。

○山内中山間・地域対策室長 中長期派遣につきましては、そこで1カ月以上、数カ月間生活するわけですし、全くのボランティアというのは現実的には非常に難しいかなというところもありまして、生活費として支給する。指揮命令になると派遣業法との関係もございまして、あくまでも支援活動そのものはボランティアでやるという形で整理しております。

○武井委員 次にいきますが、支援計画書のほう、いろいろ書いてありますが、見ますと、祭りのスタッフみたいなものが大部分、温泉祭り、溪谷祭り、紅葉祭りスタッフというのが多いんですが、この計画書というのはだれが——県が要項の段階でつくって、つまり県が既にこういったようなものをある程度ピックアップして公募したということになっているわけですか。

○山内中山間・地域対策室長 当初、この事業をスタートするに当たりまして、市町村のほうに調査をいたしまして、その中で、ここにある支援活動計画書を県のほうで作成いたしまして、今後また変更はあるかもしれませんが、これで公募としてやるということで決定したところです。日にちも当初はつきりわからなかったもので、最終のほうで通年で具体的にまだ日付の決まっていないところもあるわけですけども、これは具体的に定めていきたいと思ってお

ります。

○井本委員 この後、プラン・ドゥー・チェック、そしてアクションですか、それがどんなものでも——今度は部長マニフェストとか評価制度やらあって、あれもP D Cというやつに乗っかってやっているだろうと思うんです。当然これもそういうシステムをつくっておかないかんと思うんです。その辺のことはきちっとしているんですか、チェックとか次のアクション。

○永山総合政策課長 今現在、県におきましては、政策評価という観点では、県の総合計画に掲げます戦略について評価するという形になっておりまして、個々の事業についてそれぞれ評価するというシステムはとっておりません。ただ、この事業についていえば今年度始めたばかりですから、先ほどから御指摘があるように、イベント的なものが中心で本当にいいのか、もっと中身のあるものをどうやったら構築できるのか、さらに交流が盛んになるような仕掛けは何かあるのかという観点から、しっかりとチェックも必要ですし、次に向けた検討は必要であるというふうには考えております。

○井本委員 具体的にまだそれはないということですか。今からそれについても検討すると。

○永山総合政策課長 先ほど申し上げましたように、戦略の中では全体の評価を行っていますけれども、個々の事業については各課においてしっかりと評価をし、次の事業に結びつけていくという形になりますので、総合政策課及び中山間・地域対策室のほうでしっかり検証を行った上で、来年度どうするのかということは構築していきたいというふうに思っています。

○高橋委員長 中山間盛り上げ隊の発想について、斬新な発想で、すごい企画をされたなというふう当初予算の段階で感じたんですが、ま

さか委託で、後、丸投げされているとは、私もきょう初めて知ったわけですが、これを直営でやられると、仕事は大変でしょうけれども、よかったのかなと思いつつながら、きょうの議論を聞いていたんですが、ただ、今ございましたように、イベント中心で盛り上げ隊、されているでしょう。これ、十分精査されたかどうか確認したいんですけど、去年までやれていたわけでしょう。いろんな理由を言われました。午前中の山内室長の話では、休息も必要だと、人的交流も必要だということもあって、話されましたけれども、私、これ、一步間違うと、そこに住んでいらっしゃる人々の、今までやれてきたわけですが、その結束にひびを入れるような、そういうことにならないのかなということで、午前中の議論、説明を聞きながら感じたんです。去年までやれていたわけで、そんなのがいっぱい今から先も計画が出ていますね。

もう一点は、草刈りについても、私たちも地元でそういう草刈りなんかするわけで、お金払って欠席する人もいるけど、去年までやられていたわけで、草刈りの刈った後の搬出作業というふうにおっしゃっていましたが、考えてみたら日曜日ですね。それなりの事情があつての要望だったんじゃないかと思うので、その辺を十分精査された上でオーケーというふうに執行部として判断されたかどうか、どの辺まで調査されたかどうか、お答えできれば——難しいでしょうか。

○山内中山間・地域対策室長 具体的には、この事業は、前年度に集落点検等の現状調査をさせていただきまして、その結果、集落等で今まさしく、去年までやれていたんじゃないかというところはあるのかもしれませんが、どんどんやれなくなっている。もちろん急にという

のもなかなか難しいとは思いますが、そういう調査の中で、こういう事業が必要なのではないかとここでスタートしております。そして、その市町村のほうに調査をいたしまして、結果としては、おっしゃるとおり、イベント的色彩がかなり多いようなところも出てきておりますけれども、それにしても、そういう実態の中でこういう形で今年度はやっていこう、もちろんこれについて将来的にそれでいいのかというのは当然あると思っておりますので、また市町村等とも協議しながら決めていきたい。もちろん委託先とも協議しながらという形になると思っておりますけれども。

○高橋委員長 例えば、年間計画の3番目に都城市の高崎町が上がっているじゃないですか。江平地区というところがどういうところか、私、存じ上げませんが、旧高崎町は1万を超える人口を擁するところでしたね。例えば、町内で支え合うことを県として助言できる体制はとれなかったものか。いきなり直で上がってきたやつを安易に容認されているなというふうに思ったりして、こういうところ、切りがないと思うんです。年間を通じて本当に労働力が不足しているところがどこなのかというところをしっかりと見きわめて了解しないと、今からいろいろと精査したいということですが、ボランティアでいろんな人手というのは、どこもそうです。私の地元の日南だって、日南市は総力挙げているいろいろなボランティアがやるわけで、私は特に田舎にいますけれども、そこでも不足するけれども、何とか出身者に声をかけたりして事業を中断しないように頑張っているわけです。そこら辺を十分見きわめた上でこういう活動は、お金も人も出すわけだから、やっていただきたいなというふうに思いました。

○**榎藤委員** 今もらった資料で支援活動計画書というのと、短期支援、保険料、あるいは生活費、これの関係をいま一度——運営団体募集要領の最後のほうの事業が10幾つあると思うんですが、この資料から300人が出てくるのか、保険料が出てくるのか、あるいは生活費的なものが150万というのはどういうふうに見たらいいのか、説明してほしいんです。一応、資料には流れがあると思うので、見ているけれども、余りわからんから。

○**山内中山間・地域対策室長** 募集要領の2ページの(3)を見ていただきたいと思います。まず、支援活動計画書についてですけれども、事業開始当初は、ここにあります都城市の旧高崎町、西米良村、諸塚村、日之影町をモデル地域として実施します。その後は、地域振興5法と言われる町村で実施しますというようなことで、事業開始当初の分が活動計画書に具体的に記載してあるところです。順次、拡大していきたいと考えておりますので、その分を積算上で見ました支援活動回数30回の参加隊員数300人と見ているところで、この支援活動回数をずっと足していきますと、そうなるかということ、そうではないということであります。

○**榎藤委員** この表であれば、仮に、20回しかないけれども、その他の分を含めて30回で、10人、5人があるけれども、5人の前提で150人にしましたとか、そういう補足的なことを言っても、これを一生懸命足してもこうならんし、だから算定基礎がひな形としてついていてだけで、計算根拠にはなっていないのかなと。これでいくと、参加人員が105人プラスアルファということになる。えいやっでやった部分があるのであれば、あるように言ってもらわんとわからないし、保険料も、さっき800何ぼと言ったんだけ

ど、800何ぼで300人ですると、もっと大きくなるだろうし、そういうのも……。

○**山内中山間・地域対策室長** ボランティア保険は年間保険でございますので、その人が2回行っても、1年分で860円で計算しています。

○**榎藤委員** 要するに、積み上げ資料がきちっとして一貫しているということはないわけですね。

○**永山総合政策課長** 今見ていただいている募集要領の2ページの上段の部分、なお書きがございます。この支援活動計画書以外の支援活動や活動場所も市町村や集落等からの要望により今後内容が追加される予定です。(4)の①、委託団体が行う事業ですけれども、その中の7番目ぐらいですが、集落等に対する支援活動の募集を追加して行うこととなります。したがって、見ていただいている、その時点でのものがすべてではなくて、委託団体がさらに募集等を行って、トータルで言うと150名の登録隊員によって年間で30回の支援活動、トータルでの参加人員は延べで300人というふうな積算をしているということでございます。

○**榎藤委員** 派遣生活費の150万は、一般管理費入れると、20名ぐらいプラスでこれぐらいになるということですか。

○**山内中山間・地域対策室長** 消費税が入っておりますので、まず一般管理費10%を見て、そして、中長期派遣直接経費130万……。

○**永山総合政策課長** 130万につきましては、月10万という計算をしております、トータルで13月分を計上しているということでございます。

○**榎藤委員** さっきは7万と言わなかったかな。

○**山内中山間・地域対策室長** 申しわけありません。予算積算上は10万でしていたところす

けれども、大体7万ぐらい想定になるのかなというふうに考えて御説明したところです。

○**権藤委員** 契約するのに、何ぼだ何ぼだと数字が動いちゃいかん。1人7万の食生活費であれば、消費税だ何だというのはあるかもしれんけれども、何人でこうなったというのをぴしゃっと動かんようにしてもらわないかん。7万になったり10万になったりするというのはおかしいよ。いずれにしても、年度末で精査するわけですね。わかりました。

○**前屋敷委員** 同じく資料の経費の内訳で、今、中長期派遣生活費の話がありましたけれども、7万で積算しますと、20人見当で一般管理費も含めて150万となると、1カ月7万ですので、数カ月にわたって滞在して地域を支援するというで、この間、日之影に行かせていただいて、県からの派遣で自治体も元気づく、地域も元気づくという状況を見せていただいたので、こういう長期滞在していろいろ支援をするということは、それなりにまた地域も元気づけることになるのかなと思うんですけども、ここの中身については具体的に、1日のボランティアのイベントのお手伝いとかいうのは中身はわかるんですが、数カ月にわたって滞在して支援することになれば、2～3カ月いれば、20人じゃなくて、ここが10名程度になったりとか、1日の派遣の費用が少なくなればこの分に回すこともできるのかなとは思いますが、具体的にはどういう支援になるんですか。

○**山内中山間・地域対策室長** 中長期派遣の具体的業務内容ですけども、例えば農作業の支援でありますと、集団で行う必要のある、中山間地域のハウス等のビニール張りでありますとか、鳥獣害被害対策のネット張りとか、今週はビニール張りであったり、来週はネット張りで

あったり、そういう形で支援していくということになると思います。地域の要望に応じて1週間であったり10日であったりしていくという形で数カ月を過ごすというふうなイメージであります。

○**前屋敷委員** 最高何カ月までとかいう上限あたりのところは設定されているんですか。

○**山内中山間・地域対策室長** そういう作業が集中的に連続してずっとあるのか、短期的に収穫作業が11月なら11月に集中するのかによって、市町村のほうからの要望を見ながら、そして今度は派遣される側、応募していただく方が2カ月しか行けないとか、3カ月しか行けませんとか、1カ月だったら大丈夫ですとか、いろいろあると思いますので、そこをうまくマッチするような形で派遣していきたいと。結果としては、3カ月になったり6カ月になったりするかもしれませんが、今のところとしては、数カ月、2～3カ月ぐらいかなというふうに考えております。

○**前屋敷委員** いずれにしても、予算の範囲内ということになりますね。

○**武井委員** 今までの質問を踏まえて伺いたいと思うんですが、契約について、ことしはこういう形で審査をして決定されたということですが、次年度以降、続くとしたら、また改めて公募し直すのか、またはこのNPO法人に随契という形で続けていくのか、そのあたりどういうふうな今後の方針を持っていらっしゃるか、お聞かせください。

○**山内中山間・地域対策室長** 現在のところは、まだ当初の活動そのもの、今、事務手続を、市町村と協議を始めて募集をしたところですけども、実際、運營業務として、イベント業務等も含めてですけども、まだ動き始めたばかり

です。その成果を見ながら、また検討していきたいというふうに今のところは思っております。

○武井委員 成果を見ながらということは、逆に言えば、随契で続けていくということもあり得るということなんだろうと思うんですが、結局、隊員を県が公募して、人を公募しているわけですから、このNPO法人が、県が集めた個人情報を持っているという状況なわけですね。そういった状況の中で、次年度もこういう事業を続けていくということであれば、実質的にこの業務についてはそこが続けていくということに既定路線としてなってしまうのではないかと、いうふうに感じるんですが、そのあたり、名簿とかも全部一切引き揚げて、そこでまた別の会社を選び直すということが果たしてできるのかなという感じがするんですが、いかがでしょうか。

○山内中山間・地域対策室長 個人情報の取り扱いにつきましては、もちろん返していただくということで、個人情報に関しては契約書に別途、取扱要領を定めております。すべて終わった時点で、次の年度の話をするまでまだ仮定であります。まず全部返してもらうという形で、そして個人情報の取り扱いについては県で定めた要件に従って処理していただくということで考えております。

○武井委員 次年度、随契にはならない、しないということは、この場でしっかりと明言していただきたいと思うんですが、そこはいかがですか。

○永山総合政策課長 先ほど委員長から御指摘のありました、県の直営もすべきではないかという御意見もございました。もしも委託する場合には、随契ではなく、きちんと公募を行った

上での手続になるというふうに思っています。

○榎藤委員 公募した以上は、審査が結審した時点で、どこまで表現するかは別にして、こうなりましたというのが少なくとも6月議会の本議会で説明があつてしかるべきと私は思います。

それから、ここに100万とか15万とか150万とか原価計算表みたいなものがあるじゃないですか。これに対して県は県なりに項目ごとに検証できる——一般管理費等を含んだ形で賃借料とかがどういう形で発生するのか、この事業との関係は私もわかりません。しかし、相手のNPOが出してきた資料なのか、こちらの県のほうで試算した資料なのかわからんけれども、労務費は労務費であつて、あるいはまたそれぞれ費用が発生するということは、本社機能みたいなもの一般管理費等をこういう形で負担してあげるという意味なのかはわかりません。NPOであれば原則的に利益は生まないはず、実費主義という考え方でいくと、こういうもの等についても県は検証できますよ、100万の妥当性が検証できますよというような——あとの2つはいいですよ。②③は項目と単価が大体わかっているだけで、企業が存続するわけですから、幾らかの余剰が、本社経費とか、出るというのはわかりますよ。だけど、今、武井委員から言われたような形で、今年度やったから随契でいくとか、そういうことであると、余りよくないと思うんです。来年は今度は4者が5者になるかしらんけれども、こういう形で審査をして、そして前年度の妥当性はどうかだったというようなことは、実績がないから我々はこれ以上言うことはできないけれども、そういうような形でやってもらわないと、これを了とした以上は我々にも責任があるわけです。そういう意味で、今後については、論拠と、慎重を期し

た審査の経過がわかるような報告なりをしていただきたいということ、これは要望でいいです。

○高橋委員長 ほかはございませんか。

○武井委員 1点だけ。来週、1週間後のやまびこ花火大会は、募集人員が10人ありますが、今、何人ぐらいなんですか。

○山内中山間・地域対策室長 予定どおり10名は集まっているというふう聞いております。

○高橋委員長 前屋敷委員の質問の中で中長期支援派遣で農作業支援をおっしゃいましたね。これは賃金、対価は払うんですか。

○山内中山間・地域対策室長 あくまでも支援そのものはボランティアで考えています。

○高橋委員長 これは農家の方の支援ですね。中山間地といえども、不公平が出てくるような気がして、今、思ったんです。ほかのところでは農繁期とかパートで雇うわけですが、ビニール張りはどこでもあるわけで、これは何らかの区別を明確に持つておかないと、例えば、中山間地でも、忙しいときはパートを雇う農家だってあるわけです。そこらのバランスだって出てくるから、ビニール張りとかネット張りとか、農作業支援とおっしゃったものだから、そういうところはしっかりとした根拠はお持ちでしょうか。

○山内中山間・地域対策室長 例えば、住居費については市町村で持つていただくということにしております。そこに2～3カ月住む——毎日通勤するというイメージはありませんで、住居については市町村負担でお願いするという形に今のところ考えております。

○永山総合政策課長 お話がありましたように、今回の事業は、地域で維持ができないところについてボランティア等を活用して支援していこうということでございまして、その結果が御指摘があったように不公平になってくる、一方は

無償の労働力の提供、一方は有償でということになると、これは本末転倒でございますので、今後、中長期派遣について具体的に検討してまいりますから、その際には、本当に無償でやらなければならないほどニーズが高いのかということについては、しっかり検証しなければならないというふうには思います。

○高橋委員長 人材派遣なら人材派遣でいいと思うんです。その地域内に労働力が不足しているから、居まで構えて公的に支援しましょう、でも、労働対価はあんたたち払わないかんよというところが明確な区別があれば、そこまでは県民は了とするのかと思ったりしたものですから、ちょっと尋ねてみました。そこは十分慎重を期して対応していただきたいと思います。

○榎藤委員 関連ですが、先週、私たちは雇用の特別委員会で門川のトマト業者のところを視察しました。ここは時給がいろいろあって、能力的にそれが向く人、向かない人、あるいは障がい者の雇用の問題も議論がありました。そういう中で、このNPOがどうだこうだという疑念があるということではないんですけれども、そういう人はただで働かせて、そしてNPO法人のほうに利益はその代替で振りかわるような、いわば人材派遣の機能みたいなことになってしまうと、善意の人が非常に苦痛を味わって、ガソリン代でも手出しになっているかもしれんし、そういったこと等を、少なくとも県がかむ以上は、その押さえ方というのが理論的にできるわけですから、個々の企業を一々監査するとかいうことになると嫌がるかもしれんけど、理論値としては出るわけですから、そういうものに照らして、本人の厚意がNPOによってゆがめられるようなことがないように、目を光らせてほしいということをお願いしたいと思います。

○高橋委員長 情報政策課長に1点だけ、3ページの(4)に受信障害対応計画というのがあって、対応予定年度、平成22年度は7で、全体で9あるのに、あと残り1はどう対応されるんでしょうか、説明があったかもしれませんが。

○金丸情報政策課長 県有施設のデジタル化の状況でございますが、3月31日時点で受信障害施設として認められたのが県庁8号館などの9施設、既にその時点で対応していたのが1ありますので、残りは8ということでこういう数字になっております。

○高橋委員長 わかりました。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 以上で県民政策部を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時46分休憩

午後1時47分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

その他、皆様方から何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を終了いたします。

午後1時47分閉会